

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【222】
2. 日時：令和4年7月6日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部（正）主任安全審査官、三浦主任安全審査官、服部（靖）安全審査専門職、谷口技術参与、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

藤原技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他12名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 原子力土木室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（原子炉建物天井クレーンの耐震性についての計算書等）について、令和4年6月30日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉建物天井クレーンの耐震性についての計算書】

- 落下防止ラグ1個あたりに作用する力について、地震応答解析の結果を用いるのではなく、震度を用いて計算する理由を説明すること。
- 原子炉建物天井クレーンの卓越モードについて、横行（NS）方向の34次（剛領域）を採用しているが、刺激係数が大きい他の横行（NS）方向のモード（柔領域）を採用しない理由を説明すること。
- 車輪つばとレール側面が接触する場合の検討について、従動輪には摩擦が発生しないとしている理由を説明すること。
- クレーンガーダ鉄骨検討用荷重について、脚部反力についても原子炉建屋天井クレーンの耐震性についての計算書にて使用した地震条件よ

り得られた荷重を用いていることを説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし